

## 徳島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

平成23年12月28日公表

### I 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 徳島県の海面漁業・養殖業は、生産量3万658t（平成21年）、生産額で140億3,700万円（平成21年）の漁獲実績となっている。漁業生産は県内総生産額の0.5パーセント（平成20年）を占め、漁業経営体数については1,863経営体となっている（平成20年）。また、水産加工品の生産も盛んであり、特に県南沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は徳島県の均衡ある発展を図っていくためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県水域は、内海性の播磨灘海域と流入河川の影響を受ける紀伊水道海域からなる瀬戸内海区、黒潮の影響を直接受け急峻な岩礁域を有する太平洋海域に分類される。このように環境的にも異なる海域を有しているため、多種類の魚介類が生息し、豊かな漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。このため従来の漁業管理措置を通じた保存管理措置に加えて、第二種特定海洋生物資源の漁獲努力量の上限の設定等、より適切な資源の保存管理措置の実施が必要となってきた。

- 3 このようなことから、徳島県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

- 4 漁獲可能量制度および漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導または採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとし、また、第二種特定海洋生物資源の漁ろう実績を的確に把握することとする。

- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について徳島県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布・回遊状況・資源の状態・当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データまた

は知見が必要であるため、徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究所を中心として国または関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

更に、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- 6 第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

## II 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について徳島県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりである。

### 【まいわし】

1月から12月 若干

### 【まさば及びごまさば】

7月から6月 若干

### 【まあじ】

1月から12月 若干

## III 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

### 【まいわし】

中型まき網漁業、敷網漁業及び小型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業、敷網漁業及び小型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

中型まき網漁業、敷網漁業及び小型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

IV 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について徳島県に定められた数量に関する事項

農林水産大臣が基本計画に定めた第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、徳島県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次のとおりである。

【さわら】

「1, 736隻日」

「さわら流し網漁業」

「瀬戸内海」

「平成24年4月11日から平成24年6月15日」

V 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第二種特定海洋生物資源の知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次のとおりである。

「1, 736隻日」

「さわら流し刺網漁業」

「瀬戸内海」

「平成24年4月11日から平成24年6月15日」

VI 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「徳島県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

## VII その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。